

総 税 市 第 106 号  
令和5年10月27日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

総務省自治税務局長  
( 公 印 省 略 )

分煙施設のより一層の整備推進と分煙施設整備に係る参考事例集の送付について

平素より地方税務行政に格別のご配慮をいただき、ありがとうございます。

分煙施設整備に関しては、令和2年度以降の税制改正大綱における記載を踏まえ、毎年度の自治税務局事務連絡において、望まない受動喫煙の防止及び地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保のため、分煙施設のより一層の整備を図ることについて要請してきたところです。

上記事務連絡に記載しているように、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条において、国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこととされており、各市区町村が積極的に分煙施設の整備に取り組むことが求められています。

また、同法において第一種施設が原則敷地内禁煙、第二種施設が原則屋内禁煙とされていることに伴い、規制対象外とされた第二種施設の屋外や路上等での受動喫煙の増加や吸い殻の廃棄による環境悪化が懸念される状況も見受けられ、これらの問題に対して分煙施設の整備は有効な取組であると考えられます。

さらに、受動喫煙を防止するためには、駅前・商店街・公園などの場所において、市区町村だけでなく民間事業者によるものも含めて分煙施設の整備を検討することが有効であると考えられます。

このようなことから、この度、各市区町村において分煙施設整備を進める上で参考にしていただくため、様々な取組をまとめた事例集を作成いたしました。

市街地での整備事例や観光地での整備事例、分煙施設に防災機能を備えた事例、分煙施設を整備する民間事業者への助成事例など地域の実情に応じて実施された取組を掲載しております。

分煙施設整備は、地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資することから、今回送付した参考事例集を活用し、公共又は民間の屋外又は屋内の分煙施設

の整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。

その際、別紙のとおり、一定の技術的留意事項に沿って整備された分煙施設については、特別交付税措置等が講じられておりますので、この点も踏まえ積極的に整備をご検討いただきますようお願いいたします。なお、当該技術的留意事項を満たさない施設を設置することも可能であることを申し添えます。

また、貴都道府県内市区町村の税務担当課及び分煙施設整備担当課に対し、この旨が周知されるようよろしくお取り計らい願います。

(別紙)

## 分煙施設整備に係る特別交付税措置の具体的内容

### 1. 対象施設

厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」（平成30年11月9日付健発1109第6号厚生労働省健康局長通知）（別添1）の具体例に沿って整備された施設

### 2. 対象経費

対象施設の整備に要する経費のうち一般財源（施設ごとに上限500万円）の1/2（財政力補正あり）

※ 健康増進法における第一種施設の敷地内に設置する「特定屋外喫煙場所」の整備は対象外。

## <参考> 受動喫煙防止対策助成金（厚生労働省）

健康増進法における既存特定飲食提供施設については、喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室の設置等に要する経費の1/2（主たる産業分類が飲食店の事業者は2/3）が助成される「受動喫煙防止対策助成金」（上限100万円）を利用可能（別添2参照）

健 発 1109 第 6 号  
平成 30 年 11 月 9 日

各 

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

### 屋外分煙施設の技術的留意事項について (通知)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号。以下「改正法」という。)については、7月25日に公布されたところである。

改正法による改正後の健康増進法においては、一部の施設を除き、多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁煙等の措置は講じていないところである。一方で、屋外であっても、例えば駅前や商店街などの場所においては、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、屋外の分煙施設を設置し、当該分煙施設内で喫煙をできることとする対策をとることが考えられるところである。

こうした屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知等に御配慮をお願いしたい。

### 記

○ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること

<具体例>

- ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合 (コンテナ型)
    - ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
    - ・ 給気口 (出入口と兼ねることも考えられる) は、排気口の反対側に設置されていること
  - ② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合 (パーティション型)
    - ・ 壁については、一定程度の高さ (2~3メートル程度) があること
    - ・ 出入口には、方向転換のためのクランクがあること (2回以上のクランクがあることが望ましい)
    - ・ 四方の壁の下部に、給気用の隙間 (10~20センチメートル程度) があること
- ※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

※ 付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい

(注) 上記は具体例であり、分煙施設の設置場所の状況（周囲の人通りの多さ等）に応じて、分煙施設の周囲での望まない受動喫煙を防ぐための適切な措置を講ずること。

(注) なお、上記の技術的留意事項を満たさない屋外の分煙施設を設置することも可能である。

# 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されています。職場での受動喫煙防止対策を行うにあたっては、既存特定飲食提供施設において費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」が適用になるため、ぜひご活用ください。

## 対象となる事業主

次の(1)～(4)すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	健康増進法で定める既存特定飲食提供施設を営む		
(2)	労働者災害補償保険の適用を受ける		
(3)	次のいずれかに該当する		
	業種	常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下 5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下
	※1 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。		
(4)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする		

## 助成の対象となる措置

健康増進法で定める既存特定飲食提供施設に限ります。

①	喫煙専用室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入口における風速が0.2 m/秒以上</li> <li>煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること</li> <li>煙を屋外または外部の場所に排気すること</li> </ul>	喫煙外の使用 ×
②	指定たばこ専用喫煙室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入口における風速が0.2 m/秒以上</li> <li>煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること</li> <li>煙を屋外または外部の場所に排気すること</li> </ul>	喫煙外の使用 ○

## 助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～②の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	主たる産業分類が飲食店の事業者は2/3 それ以外は1/2	100万円

- ・ 交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・ 同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。  
※2 同時期に行う措置で、①～②のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。